

【論文】

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

How Will TPP Affect Future Trade and Investment Agreements? : A Cross-Sectoral Assessment

飯野 文
Iino Aya

目次

1. 問題の所在
2. TPP 協定の構造とエンフォースメントの確保
 - (1) TPP 協定の構造
 - (2) エンフォースメント確保の仕組み：協力，協議，紛争処理手続
3. TPP 協定の分野横断的意義・特徴
 - (1) 新しい規律の試み
 - (2) 今後の貿易・投資協定のモデルの1つを提示
 - (3) WTO 協定の運用や交渉経緯の反映：ルールのスタンダード化
 - (4) 将来的な規律対象分野の提示
 - (5) 米国の意向の反映
4. TPP 協定の課題
 - (1) 貿易自由化の限界
 - (2) WTO 協定との整合性
 - (3) 透明性・包摂性 (inclusiveness) の確保
5. おわりに

(要旨)

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership: TPP) 協定は従来の貿易・投資協定に比べ規律分野を拡大し、規律内容も進化を遂げている。同協定は、関税の削減などを通じて経済的利益を創出するだけでなく、環境や労働など非貿易的分野の規律も含み、さらには紛争処理手続の対象とするなど野心的な試みを有している。このような TPP 協定は、その交渉経緯や交渉の背景に鑑みても、仮に発効しない場合であっても今後の貿易・投資協定に一定の影響を及ぼすと考えられる。そこで、本稿では、TPP 協定の分野横断的検討を通じて TPP 協定の意義及び特徴、課題を考察することで、今後の貿易・投資協定に対する含意を得ようとした。

TPP 協定の意義・特徴としては、第一に新しい規律の試み、第二に今後の貿易・投資協定のモデルの一つを提示、第三に WTO 協定の運用や交渉経緯を反映したルールのスタンダード化、第四に将来的な規律対象分野の提示、第五に米国の意向の反映、が挙げられる。また課題としては、第一に貿易自由化の限界、第二に WTO 協定の整合性の問題、第三に透明性・包摂性の確保、を指摘できる。

大型化・広域化した FTA が貿易・投資協定の事実上のスタンダードとなる段階を経て、究極的には WTO 加盟国を取り込んでいく可能性もあることを考慮すると、TPP 協定が広く受容されるためにはその特徴を前提として上記の課題に取り組む必要があると考える。

1. 問題の所在

2016年2月に調印に至った環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership: TPP) 協定¹⁾は、既存の世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) 協定、自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) や投資協定を基盤に交渉され、従来の協定に比べ規律分野を拡大すると同時に、規律内容も深化を遂げている。また、同協定は、関税の削減などを通じて経済的利益を創出するだけでなく、環境や労働といった非貿易的分野の規律も含み、かつ紛争処理手続の対象とするなど野心的な試みを有している。さらには、既存の貿易・投資協定が実質的に対象としてこなかった国有企業を規律対象とするなど革新的な面もみられる。他方で、その内容には FTA でありながら自由化の限界が露呈するなどの課題もみられるところである。

本稿執筆時点 (2016年12月) で TPP 協定が発効するかどうかは未定であるが、同協定は既存の FTA に比べて締約国数が多く、世界 GDP に占める割合も高い。しかも、新たに加盟を示唆している国もみられ²⁾、発効すれば世界経済に大きなインパクトを与えることが想定される。さらに、TPP 協定がこれまでの協定に依拠しつつ、一定規模の交渉を経て成立し、関係国の合意を反映していること、アジア地域におけるサプライチェーンの維持・発展の観点から必要とされるルール

などが盛り込まれたことに鑑みれば、TPP 協定は様々なニーズを反映しているとみられ、仮に発効しない場合であっても今後の貿易・投資協定に対して一定の影響を及ぼすと考えられる。

このような TPP 協定に関しては、2016年2月に協定のテキストが公開されて以来、分析が進められている。例えば日本国内では数誌において TPP に関して全体を概観する論考と共に分野毎の連載が公表されているほか³⁾、特定分野に関する個別の論考もみられる⁴⁾。これらの先行研究に加えて、個別分野の規律を前提としながら TPP 協定を分野横断的に検討し、その意義及び特徴、課題について考察することで今後の貿易・投資協定に対する含意を導き出すことも重要であると思われる。そこで本稿では、この点を扱うこととしたい。次節でまず TPP 協定の構造とエンフォースメント確保のための仕組みを概観した上でその意義・特徴、課題について順に考察する。

2. TPP 協定の構造とエンフォースメントの確保

(1) TPP 協定の構造

TPP 協定は、貿易障壁の削減・撤廃や物品・サービスの投資に加えて、知的財産権、国有企業の規律などを対象とする全 30 章 (各章の規律対象・名称については、後掲の図表「第 28 章 (紛争解決手続) の対象とな

る TPP 協定の規定」参照) から成る。さらに各章に締約国共通の附属書と締約国別の附属書が存在する場合があるほか、協定全体に付される4つの附属書 I～IV、サイドレターで構成される。

協定全体の附属書は締約国共通の注釈(国別の附属書の説明や記載すべき事項を説明したもの)と国別の附属書とで構成される。このうち、附属書 I 及び II は、投資・サービス貿易に関する非適合措置(留保措置)、附属書 III は金融サービスに関する非適合措置(同)、附属書 IV は国有企業等に関する非適合措置(同)をそれぞれ記載している。つまり、協定附属書 I～IV に関わるのは、第9章投資、第10章国境を超えるサービスの貿易、第11章金融サービス、第17章国有企業及び指定独占企業である。

サイドレターとは、TPP 協定締約国が各国間で個別の品目や分野ごとに特別の約束を交わした文書で、法的拘束力を有するものと有さないものが含まれている⁵⁾。法的拘束力があるものについて、第28章紛争解決手続(以下、第28章と表記)の対象となるかどうかは、個々のサイドレターの内容を確認する必要がある。サイドレターの対象は、それを交換した締約国間のセンシティブ品目・分野となっていることが多く、日本の場合には、米国との間で並行協議が行われた自動車分野のサイドレターが知られている。サイドレターは締約国間に多数存在するため、TPP 協定の全体構造と締約国間の関係とを一層複雑なものとしている。

以上のほかに、「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」(以下、「宣言」とする)が存在する。この「宣言」では、主に為替操作への対応と、広くマクロ経済政策について当局関係者のグループを設置することが規定されている。TPP 協定の一部ではなく第28章の対象でもないが、「宣言」は、TPP 協定とは重要な関

連性があり⁶⁾、TPP 協定と不可分とみるべき文書である。

全30章のうち、実質的にWTO協定に含まれない注目すべき新分野として、投資、電子商取引、国有企業及び指定独占企業、労働、環境、腐敗行為の防止、がある。同様に新分野であるが、第28章の対象外のものとして、競争政策、規制の整合性、「宣言」も注目に値する。また、WTO協定の対象であっても、規律を拡大したり深化させたりした分野として、サービス貿易、知的財産権、政府調達などがある。このようにして、TPP協定は、多国間交渉が停滞している間に構築された域内のサプライチェーンや新規ルールのニーズに応えようとするものである。

(2) エンフォースメント確保の仕組み： 協力、協議、紛争処理手続

TPP協定の着実な実施には、効果的なエンフォースメント確保の仕組みが求められる。TPP協定は、そのための仕組みとして、協力、協議、紛争処理手続を備えている。

まず、協力に関しては、前文で協力関係の強化をうたい、協定の実施等の支援を規定する第21章協力及び能力開発をおく。また、各章で協力規定⁷⁾、技術協力に関する規定をおく場合があるほか、規定の各項で協力を定める場合がある。さらに、TPP協定では、協定の運用状況や関連事項を討議するため各章に関連する小委員会が設置されることが多いが、その委員会でも締約国間の協力が規定されている。

協議については、章中に協議規定や技術協議がおかれるほか、各項で協議が規定される場合も多い。さらに上述した小委員会でも様々な関連協議が行われる。技術協議も含め協議には、分野毎に締約国間の理解促進や貿易紛争を未然に防ぐ役割が期待されるものや⁸⁾、各分野の特徴をふまえたメカニズムの一環として設置されるもの⁹⁾、何らかの措置

をとる前提としての協議¹⁰、紛争解決手続の一環としての協議が存在する¹¹。

紛争処理手続としては第9章が規定する投資家対国家の紛争処理手続 (Investor-State Dispute Settlement: ISDS) と第28章の国家間の紛争処理手続とが存在する。前者は投資に特有の手続であるので、ここでは後者を扱う。同手続は、第一に協定の解釈・適用に関する紛争、第二に協定違反もしくは協定の不履行、第三に7つの章¹²に基づいて保障される自国の利益が非違反の措置によって無効化又は侵害されていると考える場合 (いわゆる非違反申立) に適用される (第28.3条)。WTO 紛争処理手続など他の紛争処理手続を選択することも可能であるが、選択後は他の手続を利用することはできない (第28.4条)。

締約国は、あっせん、調停及び仲介 (第28.6条) という選択肢も有するが、協議を前提として WTO の紛争処理手続に類似のパネルによる審査を求めることが可能である¹³。また、個別の章にも紛争処理手続に関する規定が含まれており、これらを併せると各章に対する第28章の適用は、図表に示す通り、1) 適用対象、2) 条件付き適用対象、3) 第28章を修正して適用、4) 適用対象外、に分けることができる。特に重要なのは、WTO 協定の規律対象ではなく TPP 協定で実質的に新たに含まれ、第28章の対象ともなる分野であろう。既述の通り、TPP 協定締約国は、WTO 紛争処理手続を選択することも可能であるが、TPP 協定に特有であれば締約国は TPP 協定の紛争処理手続を選択せざるをえないと考えられるからである¹⁴。

3. TPP 協定の分野横断的意義・特徴

TPP 協定は既存の貿易・投資協定や関連交渉の経緯を反映しているが、なかでも、WTO 協定との関連は深い。WTO 協定は、従来貿易協定の中心となってきたことに加

え、TPP 協定の紛争処理手続では、WTO 協定が組み込まれた規定について、採択されたパネル・上級委員会報告中の解釈を検討するとされている (第28.12.3条)。このことは、WTO 協定に関する解釈が関連する TPP 協定の紛争処理の際に考慮されることを意味し、ある意味 WTO 法が TPP 協定の前提となることを示唆している。そこで、本節では、主に WTO 法及び関連交渉の経緯 (多国間交渉に至らなかった経緯も含む) に照らして、TPP 協定の新規性や独自性について検討し、同協定の分野横断的意義及び特徴について考察することとしたい。

(1) 新しい規律の試み

TPP 協定の意義として、「新たなルールの構築」がよく指摘される¹⁵。TPP 協定には前節であげたように、実質的に WTO 協定に含まれない新規分野として、投資、電子商取引、国有企業及び指定独占企業、労働、環境、腐敗行為の防止が含まれ、また、新分野であるものの第28章対象外のものとして、競争政策、第21～26章の一部、「宣言」が存在する。また、知的財産権分野の医薬品関連ルールなど、規律分野としては従前に存在したものの新たな規律対象が加わった場合や規律内容が強化された場合がある。以下では各分野について新規性を中心に順に検討する。

第9章投資には、投資に関する実体的規定と ISDS とが含まれている。投資については多国間協定をつくる試みは奏功しなかったが¹⁶、主に二国間投資協定と投資仲裁とを中心とする枠組みが発展してきた。近年の FTA でも ISDS を伴う投資章が含まれることが多く、その意味で分野自体に新規性はない。投資分野については研究の蓄積も多いことから詳細は割愛するが¹⁷、TPP 協定については既存の協定を改良すると共に、無差別性や最低待遇基準の概念を初めて明確化したといわれ¹⁸、その点が評価されている¹⁹。こ

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

図表 第 28 章（紛争解決手続）の対象となる TPP 協定の規定

TPP 章・第 28 章の適用：○適用，×不適用，△条件付適用，□修正して適用	根拠規定及び関連規定
前文	—
第 1 章（冒頭の規定及び一般的定義）	○ —
第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）	○ —
第 3 章（原産地規則及び原産地手続）	○ —
第 4 章（繊維及び繊維製品）	○ —
第 5 章（税関当局及び貿易円滑化）	○ —
第 6 章（貿易上の救済）	
第 A 節セーフガード	○ —
第 B 節ダンピング防止税及び相殺関税 附属書 6-A ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行	× 6.8.3 不適用明示
第 7 章（衛生植物検疫措置）	△ 7.8.6 (b), 7.9.2 対象外 7.17 技術的協議 (CTC: Cooperative Technical Consultations) の前置 7.18 特別規定及び技術専門家諮問部会の設置等を規定
第 8 章（貿易の技術的障害）	△ 8.4.2 TBT 協定で組み込まれた規定の違反申立は対象外
第 9 章（投資）	× 「第 9 章第 B 節投資家と国との間の紛争解決」を適用
第 10 章（国境を越えるサービスの貿易）	△ 10.2.7 航空業務協定が存在する場合について規定
第 11 章（金融サービス）	□ 11.21 修正適用明示し、パネリストの金融専門性、信用秩序の維持に関する特別の手続等を規定 附 11.B.C 郵便保険事業者による保険の提供に関連して特別規定
第 12 章（ビジネス関係者の一時的な入国）	× 12.10 不適用明示 但し例外有 (12.10 (a) (b))
第 13 章（電気通信）	△ 13.21 電気通信に関する紛争の一部について国内申立機関の設置等規定
第 14 章（電子商取引）	△ 14.18 マレーシア及びベトナムについて一部経過期間を規定
第 15 章（政府調達）	○ —
第 16 章（競争政策）	× 16.9 不適用明示
第 17 章（国有企業及び指定独占企業）	△ 17.2.5 SWF (*) に対する条件付不適用 17.8.5 注 25 特別規定 17.15 及び附属書 17-B 特別規定
第 18 章（知的財産）	△ 18.83 ベトナムの医薬品データ保護期間の不適用明示 附属書 18.A.3, 4 ワイタング条約関連の不適用明示
第 19 章（労働）	△ 19.15 労働協議の前置
第 20 章（環境）	△ 20.23 環境協議等の前置及び特別規定
第 21 章（協力及び能力開発）	× 21.6 不適用明示
第 22 章（競争力及びビジネスの円滑化）	× 22.5 不適用明示
第 23 章（開発）	× 23.9 不適用明示
第 24 章（中小企業）	× 24.3 不適用明示
第 25 章（規制の整合性）	× 25.11 不適用明示
第 26 章（透明性及び腐敗行為の防止）	□ 26.12.1 修正適用明示 26.12.3 26.9（腐敗行為の防止に関する法令の適用及び執行）不適用明示 附 26.A.6 附 26.A に対する不適用明示
第 27 章（運用及び制度に関する規定）	—
第 28 章（紛争解決）	—
第 29 章（例外及び一般規定）	—
第 30 章（最終規定）	—

* SWF は、sovereign wealth fund を指す（定義は第 17.1 条参照）。

（注 1）サイドレターについては省略。

（注 2）ワイタング条約の解釈については第 28 章の対象外（第 29.6.2 条）。租税条約関連の特別規定が存在する（第 29.4.4 条）。

（出所）TPP 協定より筆者作成。

れらは、投資仲裁でも問題となることが多いものであり²⁰⁾、仲裁裁定が示す様々な解釈の収斂にも貢献することが期待される。

第 14 章電子商取引については、WTO においては電子的送信に関税を賦課しないという原則が閣僚会議ごとに確認されてきているのみであるが²¹⁾、近年の FTA では独立した章として含まれることが多くなっている分野である。なかでも最近の米国の FTA の電子商取引章には詳細な定義と幅広い実体規定がみられるが²²⁾、TPP 協定はそれに加えて新たに 1) いわゆるデータローカリゼーションに関し、事業実施のためのデータ移転の原則自由化（第 14.11.2 条）と事業条件としてのサーバ等設置要求の原則禁止（第 14.13.2 条）、2) 消費者保護法制やプライバシー等保護法制の要請（第 14.7.2 条、第 14.8.3 条）、スパムメール防止措置の採用・維持の義務付け（第 14.14.1 条）など消費者保護の強調、3) 消費者保護とサイバーセキュリティに関する締約国間の協力等（各々第 14.7-8 条、第 14.16 条）、4) ソフトウェアコード開示強制の禁止（第 14.17 条）を含んだ²³⁾。

第 17 章国有企業及び指定独占企業（以下、SOE 等）に関しては、GATT 第 17 条でも若干の関連規定がおかれていたが概略的なものにとどまっていた。一方、第 17 章はこれまでの貿易・投資協定に比して最も包括的といわれる²⁴⁾。例えば、GATT 第 17 条の適用範囲が輸出入に限られていたのに対して、本章は、SOE 等による購入、販売、投資等、企業活動全般を対象とする点で画期的意義があると評価される²⁵⁾。また、SOE 等のサービス輸出等に対する補助金の規律を初めて行うといった意義も認められる²⁶⁾。但し、一定の収益基準を満たさない SOE 等、また、地方政府が所有又は支配している地方 SOE 等が主要な義務から除外される点（第 17.13.5 条）、各国附属書 IV に記載する非適合措置が除外される点（第 17.9.1 条）などの限界

も存在する。さらに、SOE 等の定義に限定的な面があり、「国有企業の市場攪乱的行動を抑止すること」という本章の目的を十分に果たし得ないのではないかとの疑問も呈されている²⁷⁾。

非貿易的事項として代表的なイシューである労働と環境については、WTO 協定では積極的な規律対象とされず²⁸⁾、貿易問題との調整の必要が生じた場合には、一般的例外条項を用いて対応が行われてきた。労働分野に関しては、途上国を中心に反対が多く WTO では扱わないこととされた経緯があるが、その後 FTA では徐々に関連規定を含むものも見られている²⁹⁾。しかし、ILO の中核的労働基本権の採択・維持及び国内労働法の施行を義務付け、エンフォースメントの仕組みまでも有するものは、米国の 4 つの FTA に過ぎないともいわれるように³⁰⁾、貿易・投資協定ではそれほど積極的な取り組みがみられたわけではない。この点、TPP 協定では第 28 章の対象として第 19 章に労働を含み、1) 労働条件（最低賃金、労働時間、職業上の安全福祉）に関する国内法の採用・維持の義務付け（第 19.3.2 条）、2) 輸出加工区等での労働保護強化（第 19.4.b 条）、3) 強制労働（児童労働を含む）により生産された製品の輸入阻止（第 19.6 条）という 3 点が初めて含まれることとなり³¹⁾、規律内容及びエンフォースメントの面で深化している。

環境分野については、WTO では貿易と環境に関する紛争処理を通じて徐々に環境寄りの協定解釈がなされるなど、労働分野に比べれば環境保護の側面が意識されてきたといえるものの、積極的に環境保護を規定するには至っていない。他方、FTA では環境章を含むものも増え、さらには紛争処理手続の対象とする例もみられ始めている³²⁾。TPP 協定は第 20 章で環境保護を積極的に定め、保護範囲も拡大して包括的となり³³⁾、第 28 章の対象ともしている。なかでも、漁業補助金削

減、漁業資源管理、野生動植物の違法取引・違法伐採の阻止・協力義務³⁴⁾については新たな取り組みであり、越境的な環境問題への取り組みとして期待される³⁵⁾。また、通常、補助金の問題は FTA で対処するには限界もあるが、漁業補助金については、TPP 協定締約国に主な漁業国が含まれていることで一定程度対応しようとしている点も注目に値する。

腐敗行為の防止は、透明性に関する規定と共に第 26 章で規律されている。贈収賄や腐敗行為は貿易・投資を歪曲することから、多くの FTA や投資協定にその防止が定められているといわれるが³⁶⁾、WTO 協定には直接的に含まれてこなかった。TPP 協定では主に、公務員の贈賄など貿易・投資に影響を及ぼす腐敗行為（第 26.7.1 条各号で例示）を犯罪とするための法律等の採用・維持義務（第 26.7 条）、国内の腐敗防止関連法令の適用・執行の義務（第 26.9 条）を規定するが、後者は第 28 章の対象とならない。よりエンフォースメントを強化するためには同手続の対象とすることが求められよう。

TPP 協定に含まれた第 16 章競争政策は、従来多国間での規律が難しく、WTO 協定も規律対象としていない分野である³⁷⁾。他方、当該分野では、国内競争法を前提としつつ各国競争当局を中心に構成される国際競争ネットワーク（International Competition Network: ICN）と呼ばれる規制協力の枠組みが発展してきた。第 16 章もこうした国際的な協調の仕組みを尊重していると評価され³⁸⁾、競争法の制定と維持、競争当局の維持と当局間の協力、競争法執行上の手続的公正の実施、消費者保護等を規定しているものの³⁹⁾、エンフォースメントについては第 28 章の対象外である。

第 21～26 章はごく一部を除いて非拘束的な章であるが、なかでも注目に値するのは第 25 章規制の整合性（regulatory coher-

ence）である。規制の整合性は、貿易・投資協定の中でも新しい分野であり米国が提案したといわれるが⁴⁰⁾、米国 FTA においても含まれるのは初である⁴¹⁾。規制の整合性とは、「国内政策目的の達成を促進するため、規制措置の規格・立案・公表・実施・レビュープロセスにおいて、及び当該目的の推進と国際貿易・投資、経済成長と雇用の促進のため政府全体の努力において、規制に関するグッドプラクティスを用いること」を意味する（第 25.2 条）⁴²⁾。なかでも中核的なグッドプラクティスとして、規制案の必要性の評価や実行可能な代替案の検討などが例示されている（第 25.5.2 条各号）。つまり本章は、特定の規制の調和・相互承認を目途するのではなく、規制の「仕方」に関して規定するものといえ、その対象範囲は今後の検討事項である（第 25.3 条）。第 28 章の対象外であるため効果は限定的との指摘もあるが⁴³⁾、従来国家の裁量であった部分に一層の介入を行うものといえ、中長期的観点から今後の動向を見る必要がある。

また、TPP 協定の枠外ではあるが、「宣言」は、貿易・投資協定との関連で初めて各国の経済・為替政策に関する国内関連当局間の調整・監視メカニズムが導入された試み⁴⁴⁾であり、為替操作に対する一定の対抗策になることが想定される。

このほか、TPP 協定で新たに規律対象が拡大した例として知的財産権の医薬品関連分野があげられる。当該分野は最後まで交渉が難航したが⁴⁵⁾、重要な TRIPS（Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）プラスの規定が含まれることとなった。具体的には、医薬品のデータ保護に関し、化学合成医薬品について 5 年、生物製剤（バイオ医薬品）について 8 年という保護期間を定めることとなった（第 18.50～18.52 条）⁴⁶⁾。

(2) 今後の貿易・投資協定のモデルの 1 つを提示

TPP 協定の特徴として、多国間の FTA であると同時に経済発展段階の異なる先進国と途上国とが複数参加していること、また、既に貿易自由化が進んでいる国とセンシティブ品目の多い国とが参加していること⁴⁷⁾、参加国内で FTA が締結済である国も存在すること、があげられる。これらの特徴を反映して、TPP 協定では、以下に挙げるような工夫が規律方法にみられる。

例えば、関税削減方法をみると、TPP 原産品に対し、完全撤廃を目指して輸出国共通で毎年同程度削減していく方法と、センシティブ品目を中心に、国別に異なる待遇をとるという大きく 2 種類の自由化方法に帰着している⁴⁸⁾。これは関税削減交渉が、最終的にリクエスト・オファー方式による二国間交渉が中心となったことに起因していると考えられる。自由化の程度は、関税撤廃を基本に交渉が行われたことや日本以外の国々の輸出志向性が強かったことなどを背景に、原則として少なくとも全タリフラインの 95% の自由化と比較的高いが⁴⁹⁾、国別、産品別に相手国によって異なる待遇を付与すること、また経過期間を設けることが可能となっているのである。また特に農産物分野では、経過期間に加え、締約国間の特別な取り決めも多く、必ずしも全体に統一された関税の削減となっていない⁵⁰⁾。このようにいわば「差異ある漸進性」⁵¹⁾とも呼び得る形になったことで、自由化のスピードを調整したり、センシティブ産業・品目について保護したりすることが可能となっているが、後述するようにこの点は TPP 協定の課題でもある（後掲 4 (2) 参照）。

また途上国支援という側面については、第 21 章協力及び能力開発及び第 23 章開発という章を設け、TPP 協定の実施や協定から裨益するための能力の向上、貿易・投資の促進

と円滑化のため協力やキャパシティビルディング活動を行うこと（第 21.2 条）、開発水準の相違を認めて、これらの活動のためにリソース提供する努力義務を規定している（第 21.5 条）。また、第 23 章では開発に関する基本的考え方を規定している。両章は、実質的な義務を規定せず、第 28 章の対象外であるという点で限界があるが、両章に基づいて設置予定の関連委員会の活動如何によっては、開発問題に貢献し得る余地もあろう⁵²⁾。このほか、途上国相当の締約国に対して個別に経過期間を設ける章もあるほか、労働分野では開発水準が相違をもたらず部分について各国裁量に委ねる義務となっていたり⁵³⁾、政府調達分野において、協定の適用対象となる調達契約金額の基準を途上国相当の締約国について高額としたりする⁵⁴⁾などの例もみられる。

既存の FTA との関係に関しては、TPP 協定は第 1.2 条で WTO 協定を含む既存の国際協定との「共存」と、抵触がある場合の協議とを規定している。また、上述のように紛争処理手続の面でも、WTO 協定や既存の FTA など他の協定の紛争処理手続の利用可能性や協定解釈について調整がはかられている。このように、TPP 協定には、WTO 協定や FTA 間の調整を試みている面があるといえる。

また、TPP 協定には、従来、独自の規制枠組みが培われてきた分野については、それを尊重する姿勢もみられる。例えば、金融サービス分野は、経済インフラとしての重要性と信用秩序維持の必要性という観点から独自の規制が必要とされ、各国内でも関連当局の監督下におかれてきた⁵⁵⁾。国際的な規制という面でもバーゼル委員会など独自の規制枠組みと協力の仕組みが存在し⁵⁶⁾、WTO 協定や FTA でも独立した規律が設けられてきた。TPP 協定でも、金融サービスに関しては独立した章において関連当局で構成される小委

員会の設置を定め、同委員会は当該章の実施及び改善の監視、ISDS への参加（各第 11.19.2 (a), (c) 条）を行うなど積極的な役割を果たす。第 28 章との関連でもパネルリストに対する金融専門性の要求など特別の手続が定められている。

同様に競争政策分野では、上述の ICN と呼ばれるネットワークが形成され、当該ネットワークに基づいた協力的なアプローチが採用されてきている。TPP 協定においても競争政策章は実体規定を有するものの第 28 章の対象外であり、競争当局間の協力（第 16.4 条）と締約国間の技術協力（第 16.5 条）と協議（第 16.8 条）とを規定する。

TPP 協定に基づいて設置されるこれらの枠組みを通じて関係国・当局のネットワークもさらに広がり、規制の整合性について規定する第 25 章とも相まって、関連分野のさらなる規制協調が促進することが想定される⁵⁷⁾。

(3) WTO 協定の運用や交渉経緯の反映： ルールのスタンダード化

TPP 協定には、随所にこれまでの WTO 協定の運用や交渉経緯が反映しているとみられる規定が存在する。そもそも FTA は、多国間交渉で合意できなかつたり、新たに生じたりしたイシューについて、自国の立場を反映させたルールを作り、それを国際的に広げていく場であり得る⁵⁸⁾。TPP 協定には、こうしたルールのスタンダード化の試みが強化された場としての意義が認められる。WTO 協定で含まれなかった投資や競争政策分野が TPP 協定に新たに含まれたことは既に指摘したので、本節では、過去 WTO において貿易紛争となったイシューを例示する。

遺伝子組み換え作物 (Genetically Modified Organism: GMO) については、米国など推進に積極的な立場と EU など導入に慎重な立場とが存在する。このうち、米国と EU

の間では、GMO をめぐり貿易紛争が生じ WTO の紛争処理手続で争われた経緯がある。その際の焦点の一つは、生態系に影響を与え得る GMO の科学的安全性の是非と GMO の輸入・販売等に関する EU の規制の妥当性であった。当該規制は、パネルにより衛生植物検疫 (sanitary and phytosanitary: SPS) 措置と認定され、SPS 協定上の条件を満たさないことから EU の協定違反が認定された⁵⁹⁾。

TPP 協定では、GMO を含む「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」が市場アクセスと内国民待遇とを規定する第 2 章の農業貿易の節に置かれている（第 2.27 条）。締約国は SPS 措置をとることは可能であるが、その際には第 7 章 SPS に従う必要がある。具体的には、SPS 措置が国際基準等に適合していることが求められ、逸脱する場合には記録された客観的で科学的な証拠に基づく必要がある（第 7.9.2 条）。つまり GMO の販売・輸入等を規制する SPS 措置をとることは可能であるが、それが国際基準等に適合しない場合には一定の科学的証拠に基づく必要がある。この点、米国や EU の研究機関、WHO といった国際機関が、GMO の危険性を否定していることから、GMO について実質的に SPS 措置で規制することは難しく、GMO 推進派に有利な規定となったとの見方がある⁶⁰⁾。第 7.9.2 条は、第 28 章の対象とならないため一定の限界はあるものの（第 7.9.2 条注 3）、確かに、前述の第 2.27 条も GMO 等の貿易を前提とした規定ぶりとなっており、GMO の推進が志向されているように捉えられる。

また類似のイシューとして地理的表示 (Geographical Indication: GI) の保護拡大がある。この点については、WTO では EU 等の推進派と米国やオーストラリア等の消極派とに立場が分かれており、GI の保護を広く認める EU の制度に関して WTO で争われた

ケースも存在する⁶¹⁾。立場が分かれる背景には、EU が GI の保護に包括的な制度を有している一方、米国等は商標制度で保護しているという違いがあるといわれる⁶²⁾。EU は WTO で GI の保護拡大について交渉しようとするだけでなく、TPP 協定締約国のベトナムやカナダと締結済の FTA (2016 年 12 月時点で未発効) においても GI 保護対象の拡大を試みてきた⁶³⁾。

TPP 協定では、TRIPS 協定と同様に第 18 章知的財産権に GI 関連の節が置かれ、GI の商標権者の権利保護 (第 18.20 条)、GI 承認・認定に関する異議申立及び取消のための国内手続の制定 (第 18.32 条)、他の FTA など新たな国際協定に基づく GI の新規承認・認定の際の透明性確保、及び利害関係者や TPP 締約国に対する意見提示の機会提供 (第 18.36 条) が規定されている。これらの規定に基づく情報収集や意見提示等を通じて、米国は GI の保護拡大に一定の影響力を及ぼし得るといわれている⁶⁴⁾。

以上のほか、WTO 協定の運用経験が反映したとみられる例の一つとして、TPP 協定の紛争処理手続がある。WTO の紛争処理手続は有効に機能していると評価されているが⁶⁵⁾、それでも運用上、改善し得る点が挙げられてきた⁶⁶⁾。TPP 協定ではその経験が反映しているとみられ、例えば、WTO 紛争処理手続より迅速であり⁶⁷⁾、手続の公開やアミカスブリーフの受領という点で透明性も高められている (第 28.13 (b) (e) 条)⁶⁸⁾。さらに、パネル報告の実施段階においては、WTO の紛争処理手続でみられたいわゆるシーケンズ問題⁶⁹⁾ に対応すると共に (第 28.20.2-6 条)、遵守の方法として金銭支払といった選択肢を増やし (第 28.20.7-11 条)⁷⁰⁾、実施の終わりについても明確にし得る手続を有している (第 28.21 条)。組織的には、WTO の上級委員会のような上位機関が設置されておらず、また WTO の紛争解決機関のように実

施を監視する機関的仕組みも存在しない⁷¹⁾。この組織的相違については、紛争処理手続の目的を当事国間の問題の処理により重点を置いたことから生じたものと考えられるが、改善といえるかどうか、またその影響については今後の運用を見る必要もあるだろう⁷²⁾。

(4) 将来的な規律対象分野の提示

TPP 協定は、今後の貿易・投資協定において、将来的に義務規定として規律され得る分野も示唆していると考えられる。上述の通り、WTO 協定では、労働分野や環境分野は積極的な規律対象ではなく、貿易の自由化との調整に焦点が当てられてきた。しかし、WTO 内外の議論、FTA で努力義務として含められる段階を経て、TPP 協定では積極的な保護が規定され、紛争処理手続の対象ともなった。また、サービス貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) では、信用秩序の維持等、金融サービス分野に独特の規定や、通信サービスに必要とされる技術的に複雑な規制については各々附属書で扱われていたほか、通信サービスの競争促進的規律といわれるいわゆる参照文書については、WTO 加盟国が各々の約束表に組み込んだ程度で適用される形がとられていた。しかし、これらについては近年の FTA をはじめ TPP 協定でも協定本体に含まれ、紛争処理手続の対象となっている。

こうした経緯に鑑みれば、TPP 協定において現在は努力義務として組み込まれている規定や分野が、義務規定として発展し紛争処理の対象ともなる可能性があること、現時点では附属書に含まれる規定も更に深化する可能性のあることが指摘できる。具体的には以下の分野が例として挙げられる。

まず、第 10 章国境を超えるサービスの貿易の附属書 10-B 「急送便サービス (エクスプレスデリバリー)」は、郵便独占するサービス提供者の独占的地位を濫用した活動をし

ないことの確保（第 10-B.6）や郵便と急送便の間での内部相互補助の禁止（第 10-B.5）といった競争促進的な規律を規定する。この分野は、米国が日本に対して市場開放を要望してきた分野でもあり⁷³⁾、Fedex など米国企業による他国市場へのアクセス確保を目的としたものといえる。米国の長年の試みが TPP 協定で結実したともいえ、GATS にみる通信分野のように、今後もさらに発展する可能性があると考えられる。

また、第 21～26 章には、協力及び能力開発（第 21 章）、競争力及びビジネス円滑化（第 22 章）、開発（第 23 章）、中小企業（第 24 章）、規制の整合性（第 25 章）、透明性及び腐敗行為の防止（第 26 章）が含まれる。各章では、努力規定や、一定の事項を「認める」、「認識する」規定が多く、第 28 章も不適用である（第 26 章の一部を除く）。つまり非拘束的なルールであるが、これらの中には第 5 章税関当局及び貿易円滑化と第 24 章中小企業との関係のように、義務を規定しかつ第 28 章の対象でもある他の章と密接な関係をもつ場合がある。また、第 21～25 章では各章毎に小委員会の設置を予定し、ここでは該当分野の情報交換や議論等が継続的に行われ得る。既に腐敗行為の防止については、TPP 協定では一部が第 28 章の対象外であるものの、TPP 協定外では複数の条約が締結されているほか、これを含む FTA も存在する⁷⁴⁾。こうした仕組みを通じて、これらの分野についても議論が成熟し、前述した労働や環境の規律のように発展を遂げる余地がある。

(5) 米国の意向の反映

TPP 協定は、交渉の産物であり、締約国の利害を反映しているが、なかでも米国の影響力が強く働いていることが示唆される。もともと、TPP 協定の多くの規定は韓国－米国 FTA (KORUS) に基づいているといわ

れ⁷⁵⁾、構成面でも各章の構造や各規定に類似性が認められるものが多い⁷⁶⁾。

個別の分野を見ても、例えば TPP 協定に労働や環境といった非貿易的分野が含まれている点は、米国における 2007 年の「5 月 10 日合意（以下、「合意」）」とそれが実質的に盛り込まれた 2015 年貿易促進権限 (Trade Promotion Authority: TPA) 法（及び 2016 年改正）に依るところが大きいといわれる⁷⁷⁾。「合意」は、2007 年 5 月 10 日に当時の米国政権と議会下院議長との間で結ばれた「FTA 議会承認を早期に得るために FTA に労働権、環境保護等に係る条項を付加する合意」を指す⁷⁸⁾。また、一般に、TPA 法は、米国議会が持つ貿易協定の交渉権限を大統領に委任する期間と貿易協定を締結する目的（全般的交渉目的と主要交渉目的とで構成）とを限定する機能を果たす⁷⁹⁾。「合意」以降、米国の FTA は既に環境や労働分野の保護を強化していたが、同法は 2016 年の改正時に、全般的交渉目的として温室効果ガス排出規制措置に関する義務を米国に設けないこと、また主要な交渉目標として漁業補助金の撤廃などを新たに含んだ⁸⁰⁾。既述の通り、TPP 協定は、一定の漁業補助金の削減義務を含め環境分野の規律を発展させたが、他方で、温室効果ガスの排出削減については、「提出型の及び強靱な経済への移行」のため共同行動が必要であることを認識し（第 20.15.1 条）、共通の関心事項のための協力義務と、適当な場合に協力活動及び能力開発の行動を行う義務を規定する（第 25.15.2 条）に過ぎず消極的である。これは上記 TPA 法改正を反映すると共に、「気候変動」という用語を用いたら協定全体に反対すると主張した米国議会議員に屈したためといわれる⁸¹⁾。

その他の分野でも、第 16 章電子商取引は、オンライン取引に占める米国企業の大きさを反映し⁸²⁾、米国のサービスプロバイダーの利益が明らかに TPP 協定に反映されていると

指摘されるほか⁸³⁾、第 18 章知的財産権に関しても、医薬品のデータ保護（特にバイオ医薬品）が強化された背景に米国医薬品業界の強い要望があったことが知られている⁸⁴⁾。また、第 4 章の繊維分野の原産地規則であるヤーンフォワードルール⁸⁵⁾は、ベトナム産繊維製品の輸入を警戒した米国繊維業界の要望が反映されている⁸⁶⁾。個別規定をみても、第 11 章金融サービスの基本原則や第 16 章競争政策の消費者保護の規定（第 16.6 条）など、KORUS が基になっているといわれるものも複数存在する⁸⁷⁾。もちろん、いわゆるたばこ規制⁸⁸⁾がよく知られるように、他国の主張が反映されてはいるものの、米国産業界も含め米国の意向が反映している箇所は TPP 協定に多数確認できる。

4. TPP 協定の課題

国際社会では、FTA の増加に加えて 2010 年前後からの FTA の大型化・広域化（以下広域 FTA と呼称）に伴い、TPP や環大西洋貿易投資パートナーシップ（Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP）、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP）、カナダ－EU 包括的経済貿易協定（Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement: CETA）や日本－EUFTA など地理的範囲や経済的規模の大きな FTA の交渉が行われている。TPP 協定のように締約国に途上国を含むものもある。俯瞰的に過ぎるやもしれないが、TPP 協定のような米国型、CETA のような EU 型、そして RCEP のような第三国型の FTA ともいえるべき FTA のグループが存在し、米国型と EU 型を調整するものとして TTIP が存在感を増しているといえよう⁸⁹⁾。

これらの広域 FTA は、ある程度のルールの統合を促し、協定のいわゆるスパゲティボ

ウルやヌードルボウル効果を減じる可能性のあることが指摘されている⁹⁰⁾。本稿でも、TPP 協定が貿易・投資ルールのスタンダード化を促進し得ることは前節で指摘した。本節では、TPP 協定がそのように展開する上で課題になると考えられる諸点を提示することとしたい。

(1) 貿易自由化の限界

FTA は貿易障壁の削減に貢献している一方、農業、繊維、自動車といったセンシティブ品目・分野に関する自由化については限界もあるといわれる⁹¹⁾。TPP 協定におけるこれらの品目・分野に関する規定をみると、農業分野ではコメ、砂糖、乳製品など締約国の一部にとってのセンシティブ品目については、関税削減の長い経過期間が設けられたり、関税削減が限定的であったりしている。また、繊維分野は、GATT・WTO 体制下でも通常の工業品とは異なり、保護的なルールが設定されてきた経緯があるが⁹²⁾、TPP 協定でも同様に、第 4 章繊維及び繊維製品が設けられ、関税削減の長期の経過期間や分野別のセーフガード措置が設けられている。自動車分野についても、自動車生産大国である米国と日本の間で二国間合意が存在し、トラックで 30 年間、乗用車で 25 年など長期の経過期間と分野別のセーフガードが存在する⁹³⁾。

また、TPP 協定の原産地規則からも自由化の限界が示唆される。原産地規則に関しては、FTA 毎に異なる原産地規則が企業にとっては複雑なコストとなることや⁹⁴⁾、原産地規則自体が貿易障壁となり得ることが指摘されてきた⁹⁵⁾。こうした問題にも対応すべく、TPP 協定の原産地規則としては域内共通の累積原産地規則が採用されたはずであり、それはまたアジア地域で複数国にまたがるバリューチェーンの実態も反映したものではあるが、累積は域内生産を行う際に、域外産品

よりも域内産品が選好されることにつながる。また、繊維分野の原産地規則であるヤーンフォワードルールに基づけば、ベトナムのように繊維製品に競争力がある締約国であっても糸などの原材料を域外から輸入していると基準を満たすことができず、関税削減から裨益することが困難となる⁹⁶⁾。

自動車分野でも、完成車原産地規則についてはネットコスト方式 (Net cost method) 45%と控除方式 (Build down method) 55%が採用されており、TPP 域内産となるためにはいずれかを満たす必要がある⁹⁷⁾。ネットコスト方式は、利益を含まない総費用から一定の間接費 (販促費、マーケティング費等) を差し引いた後に原産地割合を算出する。控除方式では、製品価額 (実際の取引価格から国際輸送費用を控除した額) を用いて原産地割合が算出される⁹⁸⁾。つまり販管費等を控除するネットコスト方式の方が、分母と分子が小さくなるため域内原産割合が低くなり、原産地基準を満たすことが厳しいといえる。こうした原産地規則は、完成車に占める域内生産分のシェアが域外国よりも域内国に確保されるよう設計された貿易障壁として機能し、TPP 域外国からの生産転換を促すと共に、当該基準未滿の完成車の輸出を制限する⁹⁹⁾。FTA は本質的には域外に対して排他的となる性質を帯びるものであるが、このように、TPP 協定の原産地規則もその傾向があることが示唆される。

(2) WTO 協定との整合性

TPP 協定では、3 (2) で述べたように締約国間で待遇に差、つまり国毎の差別が存在している。もともと最恵国待遇原則に反する地域経済統合の形成が WTO 協定で容認されるのは、加盟国が「任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認め」、形成される「関税同盟又は

自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることはないことを認め」からである (GATT 第 24 条 4 項)。すなわち、その趣旨は、統合による域内貿易の促進と容易化であり、域外との障壁を高めることではない。そうであれば、TPP 協定締約国間での域内差別、つまり貿易の促進と容易化に反するような状況は本来許容されるべきではない¹⁰⁰⁾。

また上記の趣旨に鑑み、WTO 協定では GATT 第 24 条等で地域経済統合を形成するための条件を規定する。代表的なものとして、自由貿易地域内における域内原産の「実質上全ての貿易」について関税等の制限的通商規則が撤廃されていること (第 24 条 8 項 (b))、原則として 10 年¹⁰¹⁾ という「妥当な期間内に」自由貿易地域が形成されること (第 24 条 5 項 (c))、がある。これらの条件については、これまで解釈上の問題が様々に指摘されているものの¹⁰²⁾、TPP 協定において域内で相手国別に自由化の程度や経過期間が異なり、また経過期間が 10 年超の長期に渡る場合がある点は、これらの条件との整合性という観点から疑問が生じるものである。TPP 協定第 1.1 条で「1994 年のガット第 24 条及び GATS 第 5 条の規定に従い」自由貿易地域を設定するとされていることにも鑑みれば、WTO 協定上の条件が形骸化しているとはいえ¹⁰³⁾、上記のような状態は好ましいといえないだろう。

異なる協定実施期間を含め締約国間で待遇に差をつけることは、GATT 及び WTO 体制下でも「特別かつ異なる待遇 (Special and Differential Treatment: S&D)」として行われてきた。また、多国間環境協定でも、「共通だが差異ある責任」という考え方が発展してきた。両者は成立した歴史的背景に相違はあるもののいずれも先進国と途上国との

間の実質的平等の考え方に依拠しているといわれる¹⁰⁴⁾。しかし、TPP 協定でみられるように先進国間で待遇に差を設けることは政治的理由以外に合理的な説明ができるか疑問が残る。

(3) 透明性・包摂性 (inclusiveness) の確保

WTO では、反グローバル化の高まりを受け、また WTO に対する不信とも相まって、透明性と包摂性の確保が主張された経緯がある¹⁰⁵⁾。透明性は、「貿易政策・慣行の程度、これらが成立する過程がオープンで予見可能であること」を意味する¹⁰⁶⁾。包摂性は WTO における内部的透明性の一環で意思決定のあり方との関係において議論が行われ、全加盟国が情報共有とインプットができ最終決定に参加できることという趣旨である¹⁰⁷⁾。

もともと透明性は、多角的貿易システムの中心とされ¹⁰⁸⁾、WTO 協定における基本的原則の一つとしてもあげられる¹⁰⁹⁾。FTA においても透明性の規律は多くみられており¹¹⁰⁾、その重要性については共通認識が存在するように捉えられる。TPP 協定でも透明性については独立した章が設けられており、第 28 章の対象でもあることから、TPP 協定締約国間では貿易・投資協定上の重要な原則としてみなされているように考えられる。しかしどの程度の範囲で「オープンで予見可能」というと疑問も残るところであり、例えば FTA 交渉に関する透明性の欠如については懸念も示されている¹¹¹⁾。

一方、包摂性については、FTA との関係では意思決定のあり方にとどまらず、FTA に対する途上国の参加の少なさやリソースの少ない中小企業への対応なども含めて広く論じられている¹¹²⁾。確かに、TPP 協定は、環境、労働、腐敗防止分野のような非貿易的規制まで含めており、TPP 協定に参加していない国をどう取り込んでいくのかという課題

は大きいだろう。この点、TPP 協定は「生きた協定 (living agreement)」¹¹³⁾として、「貿易及び投資に関する将来の課題及び機会に対処するための協定」(前文)であると同時に、「締約国のパートナーシップを拡大すること」(前文)が意図されている。このため、新規加入に関する規定を有しており、アジア太平洋地域の国(及び独立の関税地域)である APEC 諸国に加え、やや加入条件は厳しくなるものの非 APEC 諸国に対しても加入の道を開いている(第 30.4 条)。この考え方自体は包摂性を高めるものとして評価に値しよう。

一方、FTA に途上国をどう包摂していくかという課題については、第一に FTA ネットワークから取り残されている途上国をどう包摂していくか、第二に個別の FTA で途上国をどのように位置づけるか、という観点があると考えられる。第一の点は、サプライチェーンの広がりや深化、関税削減のメリット、各種の規制調和に伴うコスト削減など FTA が作り出している利益をいかに FTA に参加していない途上国に拡大していくか、また拡大するとすればどのような条件で行うかという問題である。特に影響力の大きな広域 FTA がこの点を考慮することは重要であるが、TPP 協定では今後の課題として残っているように思われる。

第二の点は、個々の FTA において、これまで WTO で発展してきた S&D の概念のような途上国に対する配慮をどう具体化するかという問題である。具体化の内容も、途上国が多様化している現在、途上国に対する義務の軽減を認めるのか、義務は共通とし協定実施のための経過期間を設けるかなど多様であり得る。また、FTA が様々な分野を含むようになったことから、上述した環境分野における S&D と「共通だが差異ある責任」の違いのように、分野によって異なり得る途上国優遇の考え方¹¹⁴⁾をどう協定全体に反映する

かという点も課題となると考えられる。この点、TPP 協定では、開発章は置かれているものの努力義務を定めるものが多く、また、各章では途上国とされる締約国に関わる経過期間の規定がみられるにすぎない。また環境分野においては開発への配慮が認識されるにとどまっている¹¹⁵⁾。TPP 協定が広く受容されていくためには、これらの例にみるような開発問題への対応が求められると考えられる。

5. おわりに

2016年の米国の大統領選挙の結果を経て、TPP 協定の発効の見通しは明るくなく、また TTIP 交渉についても一層先行きが不透明となっている。しかし、他方で CETA や日本-EUFTA など経済規模の大きな FTA が成立したり交渉中であったりしており、TPP 協定や TTIP 交渉の合意・発効如何にかかわらず、広域 FTA の出現傾向は当面継続することが見込まれる。そして、TPP 協定に含まれる新たな規律や仕組みなどは今後の貿易・投資協定において何らかの形で反映され、WTO 協定や将来の貿易・投資協定に影響を与えていくと考えられる。例えば、EU・ベトナム FTA (2015年12月交渉完了) では、政府調達分野において TPP 協定が除外する地方政府の調達も約束対象とされ、対象基準額も TPP 協定より低く設定されるなど開放度が上がっている。つまり、EU・ベトナム FTA の合意内容は TPP 協定の水準に関連している¹¹⁶⁾。このように、既に TPP プラスともいうべき状況が生じている。

これらの FTA と WTO 協定とが一貫性あるものとして存在するには、両者の関係をどのように考えるべきだろうか。WTO は、一つの考え方として「subsidiarity」- 地域・二国間レベルで適切に扱われ得る政策分野と、多国間の検討とが必要な政策分野がある一にも言及したことがある¹¹⁷⁾。WTO は

FTA を調整する役割を果たすべきとして、具体的には貿易政策検討機関 (Trade Policy Review Body: TPRB) の活用を提案する見解もみられてきた¹¹⁸⁾。WTO 協定を中心に考えるのであれば、FTA (及びその他の複数国間・地域で形成される合意) のルールを WTO 協定へいかに盛り込んでいくか、が検討されるべきであろうが、長年の交渉停滞や意思決定の難しさといった要因により WTO は 21 世紀の貿易問題を扱う場として最適でないとの見方もある¹¹⁹⁾。そこで、広域 FTA を通じたルールのスタンダード化を経て、究極的にはいずれかの有力な広域 FTA が WTO 加盟国を取り込んでいく姿も将来的な可能性の一つとして念頭に置く必要がある。そして、TPP 協定は新規加入条項も有する「生きている協定 (living agreement)」として、本稿で挙げた意義と特徴に鑑みればその候補の一つとなり得るだろう。

本稿では、分野横断的観点から TPP 協定の意義・特徴について5点指摘した。第一に新しい規律の試み、第二に今後の多国間貿易・投資協定のモデルの一つを提示、第三にこれまでの WTO 協定の運用や交渉経緯の反映、第四に将来的な規律対象分野の提示、第五に米国の意向の反映、である。それを踏まえて、現行の TPP 協定の課題として、第一に貿易自由化の限界を露呈していること、第二に WTO 協定との整合性の問題、第三に透明性・包摂性の確保、を挙げた。TPP 協定が広く受容されていくにはその特徴を前提として少なくともこれらの課題に取り組むことが必要ではないかと考える。なお、本稿では紙幅の関係で輸出税にかかる規律や貿易救済措置など触れていない論点もあるが、それがこれらの指摘を覆すものではないことも付言したい¹²⁰⁾。

また、TPP 協定の基本的考え方は前文に反映しているとみられるが、各章には目的規定があるものとなないものが混在しているほ

か、為替問題のように前文に言及があっても協定自体の対象となっていない（別の「宣言」という形で存在）ものが存在したりする。このため、TPP 協定がどのような考え方で各種のルールを擁しているのか、一貫した規制原理が存在するのかについては必ずしも明確

ではないように捉えられる¹²¹⁾。貿易・投資協定が交渉の産物であることに鑑みれば、この点は TPP 協定に限らないとも思われるが、貿易・投資協定の射程が広がる傾向にあることをみれば、この点も中長期的課題として取り組む必要があるだろう¹²²⁾。

(注)

- 1) TPP 協定の原文，邦訳は特別に記載しない限り日本政府公開による。内閣官房・TPP 政府対策本部ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/> なお，脚注に示す URL は全て 2016 年 12 月時点での出所を示す。本稿へのコメントは右宛：iino.aya@nihon-u.ac.jp
- 2) インドネシア，タイ，韓国，フィリピン，台湾が関心を示したといわれる。西美希・高品盛也「TPP 発効に向けた各国の動向」『調査と情報』No.918，2016 年，1-10 頁。
- 3) 例えば，NBL の連載「TPP と政府・企業法務」，貿易と関税の連載「TPP と日本－TPP の日本へのインパクトを探る－」があげられる。
- 4) 例として，松下満雄「TPP 国有企業規制」『国際商事法務』Vol.44，No.7，2016 年，975－1034 頁，石川幸一「TPP 協定における政府調達規定」『国際貿易と投資』No. 104，2016 年，23-33 頁，酒井健太郎「TPP の原産地規則の概要」『貿易と関税』No.756，2016 年，4-16 頁。
- 5) 内閣官房・TPP 政府対策本部ホームページでは，サイドレターを「国際約束を構成する文書」と「国際約束を構成しない（法的拘束力を有しない）文書」に分けて掲載している。http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_yaku.html
- 6) 米国 2015 年 TPA 法に「為替操作の回避および通貨安政策への対策」が主要交渉目的として含まれたことを受けて，TPP 協定の交渉対象とすることも検討されたが，本件を協定交渉に含めると交渉が成立しないという交渉当事者の見解に基づき，交渉対象とされなかった経緯がある。滝井光夫「為替操作国に是正・対抗措置－ベネッ

- ト・ハッチ・カーパー修正条項の制定」国際貿易投資研究所，フラッシュ 269，2016 年 3 月 14 日。<http://www.iti.or.jp/flash269.htm>
- 7) 主なものとして，第 4.4 条，第 5.2 条，第 7.15 条，第 8.9 条，第 12.8 条，第 14.15 条，第 14.16 条，第 15.22 条，第 16.4 条，第 18 章 B 節，第 19.10 条，第 20.12 条，第 25.7 条，第 28.2 条。
- 8) 金融サービス分野の第 11.20 条協議など。また，章自体が第 28 章の対象とならない場合には協議の役割も相対的に増すと考えられるが，そうした例として，競争分野の第 16.8 条や，付属書 26-A 「医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施」第 5 条。
- 9) 例えば，労働分野の第 19.15 条労働協議，環境分野の第 20.20 条環境協議，第 20.21 条上級代表者協議，第 20.22 条閣僚協議がある。
- 10) セーフガード措置をとる前提としての協議を規定する第 6.6 条など。
- 11) 衛生植物検疫分野の第 7.17 条協力的な技術的協議や紛争解決手続を規定する第 28 章の第 28.5 条協議など。
- 12) 第 2 章，第 3 章，第 4 章，第 5 章，第 8 章，第 10 章，第 15 章。第 18 章（知的財産権）については TRIPS 協定第 64 条に基づくモロトリアムの後 6 か月以内に本規定の対象とすかどうかを締約国が検討することとされている（第 28.1.2 条）。
- 13) 手続の詳細については別途研究も存在するのでそれを参照されたい。例えば，J. Hillman，“Chapter 9 Dispute Settlement Mechanism” in J.J. Shott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- 16-4, March 2016., pp.101-114.
- 14) WTO 紛争処理手続は、WTO 協定の附属書一に掲げる協定（対象協定）に適用される（DSU 第1条）。なお、米国のように TPP 協定の紛争処理手続を選好する可能性が高いと思われる国も存在と思われるが（後掲注 72 参照）、この点については今後の動向をみる必要がある。
- 15) 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」平成 27 年 10 月 5 日，3 頁。
- 16) OECD では 1995 年から投資の自由化及び保護について包括的かつ拘束力を有する MAI (Multilateral Agreement on Investment) の締結交渉が行われたが 1998 年に最終局面で頓挫した。WTO では、1996 年の第一回閣僚会議以降、WTO の新課題（シンガポール・イシューと呼ばれる）として交渉対象とするかを含めて検討されたが、加盟国の合意に至らず 2003 年に議論は終了した。
- 17) 例えば、小寺彰編著『国際投資協定：仲裁による法的保護』三省堂，2010 年や阿部克則監修『国際投資仲裁ガイドブック』中央経済社，2016 年。
- 18) USTR, “Read the Deal: Chapter 9 Investment”, <https://ustr.gov/tpp/>
- 19) G.C. Hufbauer, “Chapter 10 Investor-State Dispute Settlement”, in PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing16-1, February 2016, p.110.
- 20) 阿部克則ほか『国際投資仲裁ガイドブック』中央経済社，2016 年，36-47 頁。
- 21) 1998 年の電子商取引に関する宣言 (WT/MIN (98)/DEC/2) 以降，電子商取引に関する作業計画に基づき作業が行われると共に，これまでの閣僚会議で関税不賦課が延長されている。WTO ホームページ，https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/ecom_e.htm
- 22) 米国企業が電子商取引の中心であることを反映したものといえる。例えば PIIE は，電子商取引における米国のアドバンテージがどれほど大きいかを統計的に示し，TPP 協定等に電子商取引が含まれたことを「驚かない (not surprising)」と指摘している。
- L. Branstetter, “Chapter 6 TPP and Digital Trade”, in J.J. Shott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, pp.73-75.
- 23) USTR, “Read the Deal: Chapter 14 Electronic Commerce”, <https://ustr.gov/tpp/>
- 24) S. Miner, “Chapter 8 Commitments on State-Owned Enterprises”, J.J. Shott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, p.91.
- 25) 松下・前掲注 4，980 頁。
- 26) USTR, “Read the Deal: Chapter 17 State-Owned Enterprises (SOEs)”, <https://ustr.gov/tpp/>, pp.3-4.
- 27) 松下・前掲注 4，981 頁。
- 28) 但し，いずれも WTO で議論は行われてきた。貿易と労働に関して WTO ホームページ https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/bey5_e.htm。貿易と環境に関して同 https://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/envir_e.htm。
- 29) 労働関連規定を含む FTA は 1995 年に 4 つに過ぎなかったが，2013 年には途上国間の FTA16 を含む 58 の FTA に含まれるようになっている。ILO, *Social dimensions of free trade agreements*, ILO, 2013 (Revised edition 2015), p.5.
- 30) ベルー，パナマ，コロンビア，韓国との FTA。USTR, “Read the Deal: Chapter 19 Labor”, p.4.
- 31) Ibid.
- 32) J.-A. Monteiro, “Typology of Environment-Related Provisions in Regional Trade Agreements”, WTO Working Paper ERSD-2016-13, 18 August 2016, pp.94-105.
- 33) 第 20 章は，海洋資源の保全，締結済の多国間環境協定のエンフォースメント強化，野生動植物の違法採捕・取引，生物多様性，温室効果ガス排出への対応という 5 分野を対象とする。
- 34) 絶滅危惧種かどうかにかかわらず対象とするな

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- ど絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) を超える内容を有する。
- 35) USTR, “Read the Deal: Chapter 20 Environment”, p.6. <https://ustr.gov/tpp/>
- 36) 玉田大 「Web 解説 TPP 協定 26.1 透明性及び腐敗行為の防止」, 4 頁。 http://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/26.1_transparency_v3.pdf
- 37) 競争も注 17 で言及するシンガポール・イシューの 1 つであり, WTO で交渉対象とするかも含めて検討されたが, 加盟国の合意に至らず 2004 年に議論は終了した。 https://www.wto.org/english/tratop_e/comp_e/comp_e.htm
- 38) R. M. Gadbow, “Chapter 7 Competition Policy”, in J. J. Shott & C. Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, p.82.
- 39) 内閣官房 TPP 政府対策本部『環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要』平成 27 年 10 月 5 日, 29 頁。
- 40) Inside US Trade, “U.S. Proposal for TPP Regulatory Coherence Chapter Mostly Non-Binding”, November 04, 2011.
- 41) USTR, “Read the Deal: Chapter 25 Regulatory Coherence”, p.3. <https://ustr.gov/tpp/>
- 42) 当該箇所は筆者訳。
- 43) C. Freund, “Chapter 5 Other New Areas: Customs Administration and Trade Facilitation, Anticorruption, Small and Medium-Sized Enterprises, and More”, J.J. Shott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, p.71.
- 44) US Department of the Treasury, *Report to Congress: Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States*, U.S. Department of the Treasury Office of International Affairs, April 29, 2016, p.7.
- 45) 2015 年夏の段階でも交渉の困難さが伝えられていた。Inside US Trade, “U.S., TPP Countries Mull Compromise on Biologics Data Exclusivity”, August 06, 2015.
- 46) TRIPS 協定は 39.3 条に関連規定があるが, 具体的な保護期間を規定しない。データ保護自体は新しい概念ではなく, TPP 締約国のほぼすべてが新薬のデータ保護を行っていると考えられるが, 生物製剤に関して保護期間を拡大したことに新規性があるとされる。L. Branstetter, “TPP and the Conflict over Drugs: Incentives for innovation Versus Access to Medicines”, J.J. Shott et al. eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, p.22. USTR, “Read the Deal: Chapter 18 Intellectual Property”, p.7. <https://ustr.gov/tpp/> 鈴木将文「ルールで読み解く TPP の争点～実像と今後④ TPP 知的財産権章の争点」『国際商事法務』国際商事法研究所, vol.44, No.5, 2016 年, 732 頁。
- 47) 例えば, オーストラリア, チリ, ニュージーランド, シンガポールは「オープンエコノミー」として, TPP 発効前も従価税が 10% を超えず自由化度が高く, 発効後の関税削減スピードも速いことが指摘されている。C. Freund et al., “Chapter 2 Tariff Liberalization”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing16-1, February 2016, pp.35-36.
- 48) 米谷三以・藤井康次郎「第 3 回関税－関税撤廃, 原産地規則, セーフガード」『NBL』No.1068, 2016 年 2 月, 53-54 頁。
- 49) 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果 平成 27 年 10 月 20 日」 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/12/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf
- 50) 各国のサイドレター等から確認できる。例えば, 日本及び米国のサイドレターについては各々 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_yaku.html, <https://medium.com/the-trans-pacific-partnership/side-instruments-fb47f480c500> 参照。
- 51) “Differentiated Gradualism” Freund, *Supra note* 47, p.31.
- 52) 第 21 章及び第 23 章に基づいて設置される委員会の活動には, 情報交換の円滑化, 活動の提案

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- と討議、関連国際機関等の招へいなどが含まれる（第 21.3 条、第 23.7 条）。
- 53) 第 19.3.2 条では、労働条件に関する国内法制の採用・維持を義務付けているが、最低賃金額等、条件の具体的内容までは規定しない。
- 54) マレーシア、ベトナム、ブルネイの附属書。
- 55) C. Brummer, *Soft Law and The Global Financial System*, Cambridge, 2012, pp.22-59.
- 56) 銀行規制でバーゼル委員会、証券規制で証券監督者国際機構 (IOSCO)、保険規制で保険監督者国際機構 (IAIS) が挙げられる。中川淳司『経済規制の国際的調和』有斐閣、2008 年、244-302 頁。
- 57) 両分野にみられる規制ネットワークの尊重ともいべき規律のあり方自体は、米国 FTA などに見られる形で新しくはない。
- 58) 小林・飯野ほか『WTO・FTA 法入門』法律文化社、2016 年、35 頁。
- 59) WT/DS/291, 292, 293/R. 申立国はアルゼンチン、カナダ、米国。被申立国は EC（本節では EU に表記を統一）。
- 60) C. Hendrix and B. Kotschwar, “Chapter 3 Agriculture”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing16-1, February 2016, pp.57-58.
- 61) WT/DS174/R, WT/DS290/R, 各々申立国は米国とオーストラリア、被申立国は EC。
- 62) 移民の国である米国では他国で GI として承認され保護される農産物（フェタ、ゴーダといったチーズ等）が長年生産されてきたとの歴史的経緯があるという。こうした事情により、米国では GI の保護が難しいことが考えられる。一方、EU ではワインやチーズなど長期保存が可能な食品が長年生産され GI 対象とし得る産品が多く存在する。Hendrix & Kotschwar, supra note 60, p. 56.
- 63) Ibid. p. 56.
- 64) Ibid. p. 57.
- 65) V. Hughes, “Working in WTO Dispute Settlement”, in *A History of Law and Lawyers in the GATT/WTO*, G. Marceau eds. Cambridge 2016, pp.407-423.
- 66) 例えば WTO の DSU レビューでは様々な改正案が提出されている。TN/DS/26, Annex 1 参照。
- 67) 例えば、パネル報告の公表まで WTO 紛争処理手続の場合は 12 - 15 か月要するのに比べ、第 28 章では最短で 350 日である。Supra note 17, Table 9A.3.
- 68) 透明性やアミカスブリーフの問題については、飯野文「第 4 章 貿易ルールにおける公と私」日本大学商学部「公と私」研究会編『公の中の私、私の中の公』日本評論社、2013 年、113-141 頁参照。
- 69) DSU 第 21 条と第 22 条との関係。具体的には DSB 勧告の実施と対抗措置の承認を DSB に申請する期限との関係に不明確な点があり、紛争当事国間で二国間合意をし、当該承認を申請する権利を失わないようアドホックな解決がなされている。
- 70) 第 28.20.8 条によれば、支払いは紛争当事国間の貿易円滑化のため当事国が指定する基金に対して行うことも可能である。
- 71) 但し、第 27.1 条に基づいて閣僚レベルで構成される環太平洋パートナーシップ委員会が設置される予定であり、当該委員会の任務として協定の「実施又は運用」に関する問題を検討することが含まれている（第 17.1.1 (a) 条）。当該委員会の活動状況によっては大宇 28 章の実施段階が監視され得る可能性もある。
- 72) WTO の紛争処理手続の経験がこうした組織構造の相違に至っていることも推察される。例えば、WTO における 2016 年の上級委員の再任に反対した米国の主張に関する議論参照。WT/DSB/M/379, paras.6.1-6.50.
- 73) 例えば、日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブでは米国側から、当該分野についての要望が出されていた。外務省『日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第八回報告書』2009 年 7 月 6 日。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/>

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- pdfs/8_houkoku_j.pdf
- 74) 例えば近年の米国の FTA には腐敗防止に関する実体規定が含まれてきており、TPP 協定はその中でも最も強固な規律とされる。USTR, “Read the Deal: Chapter 26 Transparency and Anti-Corruption Environment”, p.3. <https://ustr.gov/tpp/> EU も今後締結する FTA で腐敗防止関連規定を盛り込もうとする旨公表している。European Commission, *Trade for All: Towards a more responsible trade and investment policy*, European Union, 2014, p.26. http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc_153846.pdf
- 75) 例えば, Jeffrey J. Schott, “Korea and the TPP: The Inevitable Partnership”, PIIE Policy Brief 15-13, 2015, p.1. I.F. Fergusson et al., *The Trans-Pacific Partnership (TPP) Negotiations and Issues for Congress*, Congressional Research Service, 2015, p.6. <https://fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>
- 76) 例えば, ISDS 規定は, 実質的に KORUS の複製であるといわれる。G.C. Hufbauer, “Chapter 10 Investor-State Dispute Settlement”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing16-1, February 2016, p.110.
- 77) J.J. Schott, “TPP and the Environment”, J.J. Schott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2.*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, p.33.
- 78) 合意の原文は USTR “Bipartisan Trade Deal”, https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/factsheets/2007/asset_upload_file127_11319.pdf. 合意の説明については, 外務省「TPP 協定交渉に関連した各国関連業界等の関心事項の例」平成 23 年 10 月 25 日 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_05.pdf。当該「合意」は, 米国のコロンビア, パナマ, ベルー, 韓国との FTA に適用され, その後の FTA にも適用するとされている。滝井光夫「2015 年貿易促進権限法の制定一回復する議会の権限」『国際貿易と投資』国際貿易投資研究所, 2015 年, 注 10 参照。
- 79) 滝井・前掲注 77, 147-148 頁。
- 80) JC 総合研究所「2015 年 TPA 法の改正」http://www.jc-so-ken.or.jp/agriculture/pdf/160229_01.pdf
- 81) Shott Supra note 77, p.39.
- 82) 2014 年のある 2 か月間の調査によれば, EU で消費されたオンラインサービスの提供企業の半数以上が米国企業であった。L. Branstetter, “TPP and Digital Trade”, J.J. Shott & C.Cimino-Isaacs eds., *Assessing the Trans-Pacific Partnership Vol.2.*, PIIE Briefing 16-4, March 2016, pp.74-75.
- 83) Ibid p.80.
- 84) 例えば Inside US Trade, “Brand-Name Drug Industry Touts Data To Back Up 12-Year Biologics Demand”, March 12, 2015
- 85) 「①紡ぐ, ②織る, ③縫製, という 3 つの工程を原則 TPP 締約国内において行われなければならない」とする原産地規則。但し, 原材料が供給不足である場合は域外からの調達も認められるなど一定の例外もある。①～③が満たされなければ, TPP 原産と認められない。「TPP 原産地規則について 2015 年 11 月 財務省関税局・税関」<http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/03tpp-4.pdf>
- 86) Inside US Trade, “New Textile Coalition Aims To Fight Vietnamese Demands On TPP Rules”, March 05, 2012.
- 87) 金融サービスについて A. Gelpern, “Chapter 8 Financial Services”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing 16-1, February 2016, p.94. 競争政策について, Gadbow Supra note 38, p.88. 実際に TPP 協定と過去の米国の FTA を比較しても, 規定ぶりが類似しているものは多い。比較表について, 例えば米国法律事務所が作成したものとして: <http://www.stewartlaw.com/PracticeAreas/TransPacificPartnership>

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- 88) 第 29.5 条たばこの規制のための措置。たばこ企業の投資仲裁申立を受けた経緯のあるオーストラリアの意向が働いたといわれる。Inside US Trade, “Australia Says It Intends To Deny Tobacco ISDS Challenges Under TPP”, February 19, 2016.
- 89) Acharya は、FTA の中でも多くの問題に共通のアプローチをとる FTA が存在するとして、これらを “family” と呼称し、NAFTA Family や EU Family を例示している。R.Acharya, “WTO: Regional Trade Agreements: Recent Developments”, in R. Acharya Eds., *Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System*, Cambridge, 2016, pp.703-704.
- 90) Ibid. p. 9.
- 91) Ibid. pp. 13, 705.
- 92) GATT 体制下で管理貿易が行われ、WTO 成立後は 2004 年末まで繊維協定が存在した。
- 93) 自動車分野については、柴田久「TPP における自動車合意の内容」NBL, No.1064, 29-34 頁参照。
- 94) K.A. Elliott, “Chapter 5 Rules of Origin in Textiles and Apparel”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing 16-1, February 2016, p.69.
- 95) Acharya Supra note 89, p.13.
- 96) M.D. Abreu, “Preferential rules of origin in regional trade agreements”, R. Acharya eds., *Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System*, Cambridge, 2016, pp.58-59.
- 97) 両方式が採用されたのは、ネットコスト方式をとる NAFTA 型と控除方式を採用する日本の EPA との調整のためである。S. Oliver, “Chapter 4 Auto Sector Liberalization”, PIIE eds., *the Trans-Pacific Partnership Vol.1.*, PIIE Briefing16-1, February 2016, p.63.
- 98) 柴田・前掲注 93, 30-31 頁。
- 99) Oliver Supra note 97, pp.60-61. NAFTA のネットコスト方式で 62.5% という厳格な基準に基づきサプライチェーンを構築しているカナダ・メキシコが日米合意原案よりも厳しい基準を要求した経緯がある。Inside US Trade “Auto ITAC Gives Mixed Assessment of TPP, Criticizing RVC, Currency Deal” 12/28 2015.
- 100) TPP 協定と WTO 協定の最恵国待遇供与義務との整合性について指摘するものとして、他に米谷・藤井「連載：TPP と政府・企業法務 第三回関税」NBL, No.1068., 2016.2.15, pp.53-54.
- 101) 1994 年の GATT 第 24 条の解釈に関する了解 3
- 102) WTO, *World Trade Report 2011: The WTO and Preferential Trade Agreements: From Co-existence to Coherence*, WTO, 2011, pp.182-189.
- 103) WTO では原則的には地域貿易協定委員会 (CRTA) で整合性の審査が行われることとなっているが、WTO 設立以来、加盟国が合意する審査報告書の公表に至っていない。WTO ホームページ：https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regcom_e.htm
- 104) 箭内彰子「第 6 章「貿易と環境」における途上国優遇措置」箭内・道田編『途上国からみた「貿易と環境」』2014 年、アジア経済研究所、194 頁。
- 105) M. Perez-Esteve, “WTO rules and practices for transparency and engagement with civil society organizations”, Staff Working Paper ERS-2012-14, 18 September 2012, pp.4-9.
- 106) WTO Glossary, https://www.wto.org/english/thewto_e/glossary_e/glossary_e.htm
- 107) 同上。“inclusive” という項でこのような趣旨で説明される。“transparency” の項も相互参照されている。
- 108) Perez-Esteve, Supra note 105, p.4.
- 109) 松下満雄『国際経済法：国際通商・投資の規制 第 3 版』有斐閣、2001 年、29 頁。
- 110) FTA の透明性の規定にふれた論考として、S. Hamanaka et al. “Trade Facilitation Measures Under Free Trade Agreements: Are They Discriminatory Against Non-Members?”, ADB Working Paper Series on Regional Economic Integration, No. 55, 2010, pp.6-8.

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

- 111) K. Suominen, *Enhancing Coherence and Inclusiveness in the Global Trading System in the Era of Regionalism: E15 Expert Group on Regional Trade Agreements and Plurilateral Approaches – Policy Options Paper*, ICTSD and World Economic Forum, 2016, p.13.
- 112) Ibid. pp.12-18.
- 113) 2011 年に TPP 交渉参加 9 개국 (当時) が合意した協定の輪郭 (outline) の中で、5 つの特徴が明示された中の一つに「生きている協定」が明示されている。https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2011/november/trans-pacific-partnership-tpp-trade-ministers%E2%80%99-re
- 114) S&D では途上国間で待遇差を設けることは困難な一方、「共通だが差異ある責任」という考え方のもとでは、途上国間で待遇に差を設けることが可能になるという違いが生じ得る。筋内・前掲注 104, 198-199 頁。
- 115) 第 20 章の関連規定として、第 20.2.2 条、第 20.12.1 条、第 20.13.1 条、第 20.14.1 条、第 20.16.1-2 条、第 20.16.7 条。
- 116) JETRO 資料 (2016)
- 117) WTO, *Supra note 102*, p.198.
- 118) Mitsuo Matsushita and Yong-Shik Lee, “Free Trade Agreements: WTO Disciplines and Development Perspectives”, in Y.-S. Lee et al. eds., *Law and Development Perspective on International Trade Law*, Cambridge, 2011, pp.246-276.
- 119) “...the WTO is now at the back of the parade in addressing 21st-century trade issues.” G. C. Hufbauer et al., “How will TPP and TTIP Change the WTO System?”, *JIEL*, 18, 2015, p.696.
- 120) アンチダンピングやセーフガード、SPS、TBT の分野では大きく WTO プラスとなる FTA はみられないことが指摘されている。Acharya *Supra note 89*, p.10-11.
- 121) WTO 協定についても一貫した規制原理が明確に存在するかは判然としない面がある。例えば、WTO 協定の前文では、「環境の保護・保全」も含まれており、紛争処理手続上、それを考慮した判断も出されてきている。そうであるとすれば、環境の保護・保全も規制原理といえるかと考えると、一方で WTO は環境保護条約ではないとの認識も共有されている。
- 122) 本稿は、科学研究費補助金 (若手研究 (B)、課題番号 23730045) による研究成果の一部である。

(Abstract)

The Trans-Pacific Partnership is a landmark agreement for its comprehensive coverage as well as its deep provisions. Covering non-trade issues such as environment and labor that are subject to dispute settlement procedures, its non-trade significance is highlighted in addition to its economic benefits. Even if it does not enter into force, the TPP would still have a great impact on future trade and investment agreements. Against this background, this article discusses the implications of the TPP for future agreements, through a cross-sectoral assessment, by identifying its significance and features together with the challenges it represents.

The significance and features of the TPP include covering new issues, presenting a model for future trade and investment agreements, standardizing rules reflecting past practice and negotiations relating to the WTO, illustrating future issues for new disciplines, and reflecting the interests of the US.

The challenges of the TPP are the limits of liberalization, possible WTO violations, and

今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から

issue of transparency and inclusiveness. Those challenges must be addressed if the TPP is to be broadly accepted since the mega-FTA would serve as a de-facto standard for trade and investment rules, potentially incorporating WTO Members.